

PCB含有電気工作物（電気事業法）について

（自家用電気工作物の設置者・関係者向け説明資料）

令和6年度

経済産業省 大臣官房

産業保安・安全グループ[°]

電力安全課

※本説明資料の内容については、今後、一部修正が加えられる場合があることにご留意下さい。

1. 電気事業法におけるPCB含有電気工作物

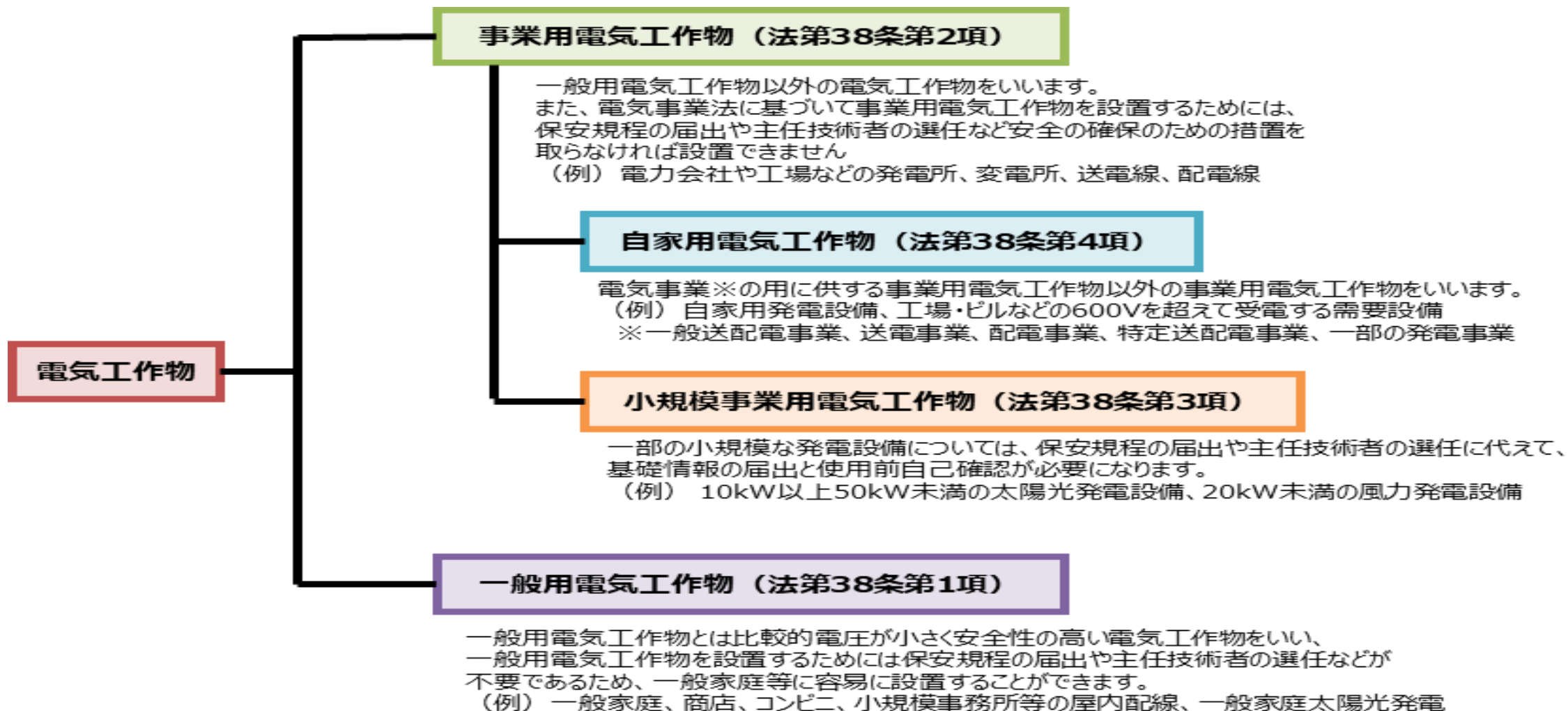
2. PCB含有電気工作物に関する必要な届出

3. 参考資料

- ・届出提出先、問い合わせ先**

1 ① 電気事業法とは

- 電気工作物の工事・維持・運用について、その**設置者**を規制。
- **公共の安全**を確保し、**環境の保全**を図ることも目的。



1 ② PCB含有電気工作物とは

- 主として、電圧6,600ボルト以上の電気を受電する工場、ビル等の事業場内に存在。
- 事業場内では、高圧受電設備（電気室、キュービクル等）の中などに施設。
- 個々の電気工作物としては、変圧器、電力用コンデンサー、遮断器、OFケーブル等が該当。



- ✓ 電気工作物は、電気の使用のためなどに設置されたもの。
- ✓ コンセント等に接続される家電製品や蛍光灯安定器等の電気使用機械器具は、電気工作物に該当しない。
- ✓ 個々の電気工作物には、電気的な絶縁性能を確保するため、絶縁の介在物として空気、ガス、樹脂等のほか、絶縁油を使用しているものがある。
- ✓ その絶縁油に、ポリ塩化ビフェニル(PCB)を含有しているものがある。



変圧器



電力用コンデンサー

1 ③ 自家用電気工作物に対する規制とは

- 電気事業法では、自家用電気工作物の設置者に対して、自主的な保安体制の整備、確立を図るため、主任技術者、技術基準等に関する義務づけを行っている。

➤ 自家用電気工作物に関する主な規制内容

- A. 保安規程の作成、届出、遵守の義務
- B. 主任技術者の選任、届出の義務
- C. **技術基準の維持の義務**
- D. 事故報告、**公害防止等に関する届出**の義務
- E. その他の義務

- ✓ PCBに係る**技術基準**については、**電気設備技術基準省令***1に規定されている。
- ✓ PCBに係る**公害防止等に関する届出**については、**電気関係報告規則***2に規定されている。

※1 電気設備に関する技術基準を定める省令
(昭和40年6月15日通商産業省令第61号(制定)、平成9年3月27日通商産業省令第52号(全部改正))

※2 電気関係報告規則
(昭和40年通商産業省令第54号)

1 ④ 自家用電気工作物の電気主任技術者とは

- 自家用電気工作物の保安の監督を行うため、有資格の**従業員等から電気主任技術者を選任**することを、その設置者（所有者又は占有者等）に義務付け。
- 内部に有資格者がいない場合、**電気管理技術者又は電気保安法人へ外部委託**し、選任しないことが可能。これには、**主任技術者内規**の承認要件を満たすことが必要。

➤ 選任、外部委託等の解釈・運用方針である**主任技術者内規**※3

- ✓ 選任及び外部委託を適切に行うためには、主任技術者内規の規定に適合することが求められる。
- ✓ 例えば、外部委託では、主任技術者外部委託承認申請の承認要件として、委託契約における点検業務の頻度、方法等を規定。

➤ 保安のための点検業務

- ✓ 主として、高圧受電設備等に対して、月次点検、年次点検等が行われている。
- ✓ 点検対象である電気工作物には、PCBが含まれている可能性がある。

※3 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（20210208保局第2号）

1 ⑤ PCB含有電気工作物とは

- PCB告示では、PCB含有電気工作物に該当する可能性がある**12種類の電気工作物の名称**を特定。
- PCB内規では、電気工作物の種類ごと、構成ごとの具体的な機種等を規定。
- 特例処分期限日までに廃棄されなかった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物については、これを高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とみなして、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び廃棄物処理法の規定を適用する。

➤ PCB告示※4に掲げられた**12種類の電気工作物の名称**

【PCB含有電気工作物に該当する可能性があるもの】

- ①変圧器、②電力用コンデンサー、③計器用変成器、④リアクトル、⑤放電コイル、⑥電圧調整器、⑦整流器、⑧開閉器、⑨遮断器、⑩中性点抵抗器、⑪避雷器、⑫OFケーブル

➤ **電気工作物の絶縁油**に含有するPCBの濃度等により、**高濃度**と**低濃度**に区分

高濃度PCB含有電気工作物：5,000mg/kg超の電気工作物であり、PCB内規※5の別表に掲げられた具体的な機種のもの

低濃度PCB含有電気工作物：5,000mg/kg以下、0.5mg/kg超の電気工作物であり、PCB内規の別表に掲げられた具体的な機種のもの

(注：5,000mg/kg = 5,000ppm = 重量比0.5%、0.5mg/kg = 0.5ppm = 重量比0.00005%)

➤ PCB内規の別表等に掲げられた**具体的な機種等**

【低濃度PCB含有電気工作物に該当するもの】

PCB告示に掲げられた12種類の電気工作物のいずれかで、高濃度PCB含有電気工作物に該当しないもので、絶縁油に含有するPCBの濃度が0.5mg/kg超のものであることが判明したもの (注：0.5mg/kg = 0.5ppm = 重量比0.00005%)

※4 平成28年経済産業省告示第237号 (平成28年9月23日)

※5 ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領 (内規) (20161005商局第1号)

1 ⑥ PCB含有電気工作物の有無の確認

- ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を現に設置している又は予備として有している者は、確実に、そのポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を廃止するよう努めなければならない。
- すべての事業用電気工作物（自家用電気工作物を含む。）について、選任されている電気主任技術者（電気保安法人及び電気管理技術者を含む。）に対して、高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認を、職務として誠実に行うことを義務づけ。
- 電気主任技術者を外部委託する場合、委託契約書の年次点検に確認業務の記載が必要。

➤ 主任技術者の職務としての確認

- ・電気設備技術基準省令では高濃度PCB含有電気工作物の継続使用の禁止が、電気関係報告規則では高濃度PCB含有電気工作物の毎年度の管理状況の届出が、設置者に対して新たに義務づけられた。
- ・このため、主任技術者内規の改正により、当該主任技術者（電気管理技術者及び電気保安法人を含む。）の職務として、新たに電気工作物の中に高濃度PCB含有電気工作物に該当するものがあるかないかの確認をすることを求めている。

➤ 低濃度PCB含有電気工作物の確認

- ・低濃度PCB含有電気工作物については、主技内規において、電気主任技術者等に対してその有無の確認について職務として行うことが規定されていないものの、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」（経済産業省 平成28年10月25日 改正令和6年8月30日）において、低濃度PCB含有電気工作物の設置者に対して「確実に、そのポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を廃止するよう努めなければならない。」と規定されているため、PCBによる汚染の有無を確認し、設置者に報告いただきたい。

➤ 外部委託の場合、新規の委託契約書では、年次点検の内容に高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認に関する記載が必要

- ・設置者変更や外部委託先変更等に伴う、新規の委託契約書については、主任技術者内規の改正により、年次点検の内容に、高濃度PCB含有電気工作物の有無を確認することが含まれていないと、外部委託の承認を受けることができないこととなる。

1 ⑦ PCB含有電気工作物の有無の確認方法と記録

- 原則、**現場確認**が必要となるが、これまでに行った記録等確認でも可。
- 確認後に、**確認した旨を記録**することが必要。

➤ 現場確認とは

- ・高圧受電設備等において、電気工作物の銘板等を目視で確認すること。ただし、外観を確認し、絶縁油の不使用が明らかなものは、銘板等の確認を要しない。

➤ 現場確認を省略できる場合の具体例

- ・以下のいずれかの場合には、現場確認（設置現場での目視による確認）を省略することができる。ただし、前年度の確認の後にPCB告示で定めた電気工作物が新たに設置された場合にあっては、他で使用されていたP C B含有電気工作物が流用されていないかの現場確認が必要となることに注意されたい。

- ① 銘板の写真や写しで確認しこれを保管している場合
- ② 製造者名・表示記号等が記載された工事関係書類又は設備管理関係書類で確認しこれを保管している場合

➤ 選任の電気主任技術者の場合の確認

- ・電気主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者（一般的には、電気主任技術者の部下など）に確認を行わせ、その確認結果を確認することもよい。

➤ 外部委託の電気主任技術者の場合の確認

- ・月次点検で記録等確認、又は年次点検で現場確認若しくは記録等確認で行う。
- ・ただし、委託契約書において年次点検で行うことを締結している場合にあっては、年次点検で現場確認又は記録等確認で行う。この場合の年次点検は、事業場全体に対する本来の年次点検（試験・測定等を伴うもの）とは別の時期に行うことでもよい。

1 ⑧ 現場確認における感電事故事例

- 自治体による掘り起こし調査のための現場確認で、設置者従業員の感電事故が発生。
- 電気工作物の現場確認を要する場合、必ず電気主任技術者等に連絡し、相談する。

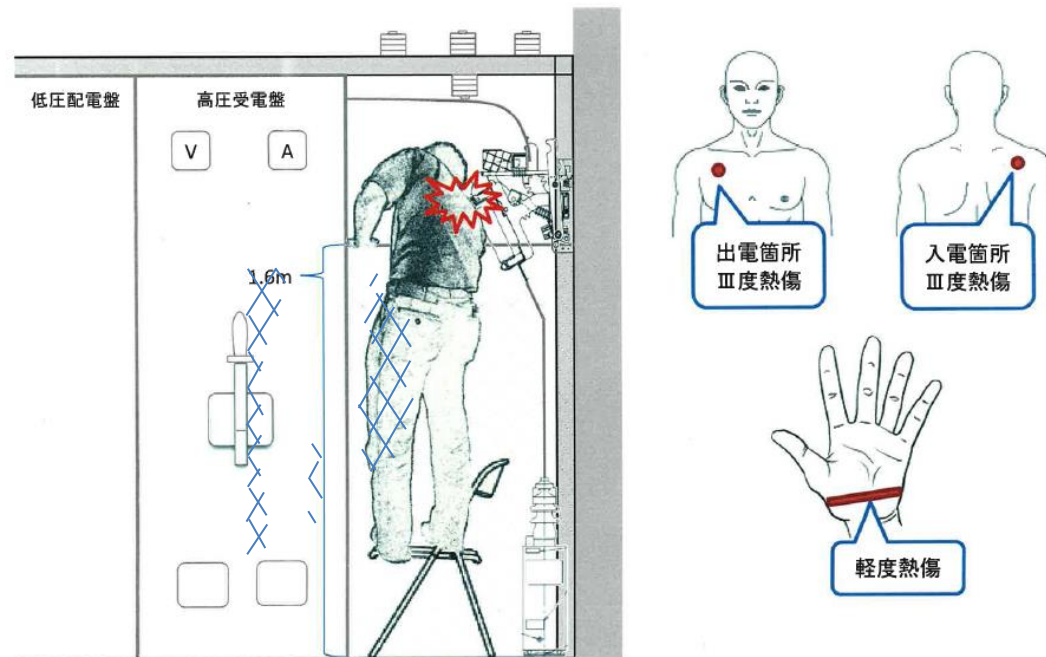
- ✓ 外部委託先と約束した日程より前に、高圧受電設備（電気室）で、一人で自撮り棒を使ってスマートフォンで写真撮影を行おうとし、パイプいすの上で立ち上がり、1.6m高のフェンス越しに高圧盤の内側に身を乗りだし、高圧受電設備内の高圧交流負荷開閉器のヒューズ部に右肩が接触。
- ✓ 電撃傷（右肩、右胸にⅢ度の熱傷）を負い、約2週間の入院加療で、命に別状なし。
- ✓ ただし、感電では、心肺停止、墜落、深部の火傷、腎不全等で死に至ることもある。

➤ 感電事故の原因

- ・被害者は、外部委託先と日程を決めていたにもかかわらず、PCB関係業務の社内稟議資料に載せる写真が必要と判断し、一人で事前に作業を行った。
- ・高圧交流負荷開閉器（LBS）のヒューズ部が危険であると感じず、接近し、接触した。

➤ 本件設置者による再発防止対策

- ・高圧受電設備への立入禁止や高圧充電部の危険性について、設置者の従業員向け安全講習を開催し、周知徹底。
- ・フェンス上部の開口部に、「高電圧危険」を表示。
- ・当該設置者が有する他の事業所においても、再発防止対策を水平展開。



1 ⑨ 現場確認時の安全上の注意など

- **設置者は**、電気工作物の現場確認を要する場合は、必ず電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人に依頼して行うこと。
- **電気主任技術者等は**、設置者からの確認依頼の有無にかかわらず、現場確認又は記録等確認のいずれの方法で行うのかを設置者と調整の上実施すること。また、現場確認の際に充電部への接近の恐れがある場合には、設置者に対して、現場確認に必要な停電時間を設けるよう指摘すること。
- **電気主任技術者等**やその指示で現場確認を行う**電気取扱者は**、現場確認の作業時は、防護具を着用し、検電を行ってから現場確認を行うよう徹底すること。

1 ⑩ 低濃度PCB含有電気工作物の確認方法

- 低濃度PCBかどうかは、原則、絶縁油を採取し分析を行う。

➤ 低濃度PCB含有電気工作物の確認方法

変圧器のように絶縁油を採取できる構造の電気工作物については、高濃度PCB含有電気工作物に該当するものを除き、

採取した絶縁油を分析機関へ分析依頼し、**PCB濃度が0.5mg/kg超**であれば、**低濃度PCB含有電気工作物に該当する。**

(注1 : 0.5mg/kg = 0.5ppm = 重量比0.00005%)

(注2 : 一部の電力用コンデンサーのように絶縁油を採取できない構造の電気工作物については、採油のための開封により、継続使用が不可能となるものがある。)

➤ 安全上の注意事項

- ① **確認作業を行う前に、電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人に相談を行い、停電を伴う年次点検等の際に確認作業が行えるようあらかじめ手順を決めておくこと。**
- ② **確認作業は、電気室やキュービクル等の中に高電圧で充電された危険な部分があり、感電死傷事故を起こす危険性があるため、必ず電気取扱者に行わせること。**

1. 電気事業法におけるPCB含有電気工作物

2. PCB含有電気工作物に関する必要な届出

3. 参考資料

- ・届出提出先、問い合わせ先

2 ① 届出が必要な場合とは

- PCB含有電気工作物について、以下の場合に、**産業保安監督部等への届出**が義務付けられている。
- PCB含有電気工作物の廃止後は、PCB廃棄物として、所定の時期にPCB特措法の届出が必要となり、都道府県市が提出先（相談窓口）となる。

- 電気関係報告規則により、PCB含有電気工作物について、**設置者に対して届出を義務付け**。
- PCB含有電気工作物は、**判明・変更・廃止・事故の場合に、その都度、遅滞なく届出**。
 - ✓ PCB含有電気工作物であることが**判明**した場合
 - ✓ 上記の判明した場合の届出を行った後、法人名、住所、事業場名等届出事項の**変更**があった場合
 - ✓ PCB含有電気工作物を**廃止**した場合
 - ✓ PCB含有電気工作物の絶縁油の**漏出事故**を起こした場合

(注) 産業保安監督部等へ届出のあった内容については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第21条第2項及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に基づき、環境省、都道府県及び同法施行令第8条で定める市へ提供することがある。

2 ② PCB含有電気工作物であることが判明した場合の届出

● ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書を提出

➤ 電気関係報告規則第4条の2第1項の表第1号に基づく届出（様式第13の2）

✓ 届出を要する場合

高濃度PCB含有電気工作物又は低濃度PCB含有電気工作物であることが判明した場合（直ちに、当該PCB含有電気工作物を廃止し、廃止した場合の届出を行う場合を除く。）

✓ 届出期限

判明した後、遅滞なく

✓ 届出事項

- ・設置者の氏名（法人の場合には、法人の名称、代表者の氏名）
- ・設置者の住所
- ・事業場の名称
- ・事業場の所在地
- ・連絡先
- ・PCB含有電気工作物の種類、高濃度の該当、定格容量、製造者名、表示記号等、使用状態、製造年月、設置年月、個数

様式第13の2（平28経産令91・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）
ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書

年 月 日

殿

住 所〒

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第1号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有していることが判明したので、その旨、届け出ます。

（事業場に関する事項）

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	TEL

（電気工作物に係る事項）

種類	高濃度	定格容量	製造者名	表示記号等	使用状態	製造年月	設置年月	個数

（その他参考となるべき事項）

--

- 備考 1 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当する場合には、高濃度の欄に○印を付けること。
- 2 使用状態の欄には、設置している場合は「設置」と、予備として有している場合は「予備」と記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ③ 法人名、住所、事業場名等届出事項の変更があった場合の届出

● ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書を提出

➤ 電気関係報告規則第4条の2第1項の表第2号に基づく届出（様式第13の3）

✓ 届出を要する場合

既に届出を行った次の事項のうち、いずれかを変更した場合

- ・設置者の氏名（法人の場合には、法人の名称）
- ・設置者の住所
- ・事業場の名称
- ・事業場の所在地
- ・PCB含有電気工作物の使用状態

✓ 届出期限

変更した後、遅滞なく

✓ 届出事項

- ・設置者の氏名
（法人の場合には、法人の名称、代表者の氏名）
- ・設置者の住所
- ・事業場の名称
- ・事業場の所在地
- ・連絡先
- ・変更年月日
- ・変更した事項について変更前の内容
- ・変更した事項について変更後の内容

（注）ほとんどの場合、電気事業法第42条に基づく「保安規程変更届出書」等の手続きも併せて必要となる。当該手続きについては、電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人に相談すること。
また、一部の部位をPCB洗浄し、未洗浄、濃度超過又は未測定の一部を残した場合は、洗浄実施報告書等を添付して変更届出書を提出すること。

様式第13の3（平成28年度令第91号・追加、令和元年度令第17号・令2年度令第92号・一部改正）
ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書

年 月 日

殿

住 所 千

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第2号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の変更について届け出ます。

（事業場に関する事項）

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	TEL

（変更に係る事項）

変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	

（その他参考となるべき事項）

--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2④ PCB含有電気工作物を廃止した場合の届出

● ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書を提出

➤ 電気関係報告規則第4条の2第1項の表第3号に基づく届出（様式第13の4）

✓ 届出を要する場合

高濃度PCB含有電気工作物又は低濃度PCB含有電気工作物を廃止した場合

✓ 届出期限

廃止した後、遅滞なく

✓ 届出事項

- ・廃止した者の氏名
（法人の場合には、法人の名称、代表者の氏名）
- ・廃止した者の住所
- ・事業場の名称
- ・事業場の所在地
- ・連絡先
- ・PCB含有電気工作物の種類、高濃度の該当、定格容量、製造者名、表示記号等、製造年月、設置年月、廃止年月日、個数
- ・廃止理由
- ・廃止内容（注：PCB洗浄の場合には、継続使用の有無、洗浄の方法及び結果を記載）

（注）PCB洗浄が適用できるものは、現状では、課電自然循環洗浄手順書又は脱塩素化分解・洗浄手順書の2つの方法がある。同手順書に基づき全部の部位の洗浄処理が完了した場合には、非PCB含有電気工作物として継続使用するかどうかに関わらず、「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書」を課電洗浄完了後、洗浄実施報告書等を添付して遅滞なく提出すること。

様式第13の4（平成28年電令91・追加、令元電令17・令28年電令92・一部改正）
ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書

年 月 日

殿

住 所 〒

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第3号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の廃止について届け出ます。

（事業場に関する事項）

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	TEL

（電気工作物に係る事項）

種類	高濃度	定格容量	製造者名	表示記号等	製造年月	設置年月	廃止年月日	個数
廃止理由	1：老朽取替・廃止 2：損壊・焼損 3：PCB洗浄 4：その他（ ）							
廃止内容								

（その他参考となるべき事項）

--

- 備考
- 1 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当する場合には、高濃度の欄に○印を付けること。
 - 2 廃止理由が「PCB洗浄」の場合には、廃止内容の欄には、当該電気工作物の継続使用の有無並びに洗浄の方法及び結果について記載すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ⑤ 絶縁油の漏洩事故を起こした場合の届出

● ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故届出書を提出

➤ 電気関係報告規則第4条の2第1項の表第4号に基づく届出（様式第13の5）

✓ 届出を要する場合

高濃度PCB含有電気工作物又は低濃度PCB含有電気工作物について、破損その他の事故が発生し、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が、構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合

✓ 届出期限

事故の発生後、可能な限り速やかに

✓ 届出事項

- ・設置者の氏名
（法人の場合には、法人の名称、代表者の氏名）
- ・設置者の住所
- ・事業場の名称
- ・事業場の所在地
- ・連絡先
- ・PCB含有電気工作物の種類、定格容量、製造者名、表示記号等、製造年月、設置年月、個数
- ・PCBの含有濃度
- ・事故の状況
- ・講じた措置

様式第13の5（平28経産令91・追加、令元経産令17・令2経産令32・一部改正）

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故届出書

年 月 日

殿

住 所 〒

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第4号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故について届け出ます。

（事業場に関する事項）

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	TEL

（事故のあつた電気工作物に係る事項）

種類	定格容量	製造者名	表示記号等	使用状態	製造年月	設置年月	個数
発生日時				復旧日時			
ポリ塩化ビフェニルの含有濃度							
事故の状況							
講じた措置							

（その他参考となるべき事項）

備考 1 使用状態の欄には、設置している場合は「設置」と、予備として有している場合は「予備」と記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

1. 電気事業法におけるPCB含有電気工作物

2. PCB含有電気工作物に関する必要な届出

3. 参考資料

・届出提出先、問い合わせ先

3 ① 設置場所ごとの届出書類の提出先、問い合わせ先（その1）

● PCB含有電気工作物の設置場所を管轄する経済産業省産業保安監督部等へ

PCB含有電気工作物の設置場所	届出書の宛名	届出書類の提出先
<p>【北海道電力ネットワーク(株)の一般送配電事業供給エリア】 北海道</p>	<p>北海道産業保安監督部長</p>	<p>北海道産業保安監督部 電力安全課</p>
<p>【東北電力ネットワーク(株)の一般送配電事業供給エリア】 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県</p>	<p>関東東北産業保安監督部長</p>	<p>関東東北産業保安監督部 東北支部 電力安全課</p>
<p>【東京電力パワーグリッド(株)の一般送配電事業供給エリア】 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県のうち熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡</p>	<p>同 上</p>	<p>関東東北産業保安監督部 電力安全課</p>

3 ② 設置場所ごとの届出書類の提出先、問い合わせ先（その2）

- PCB含有電気工作物の設置場所を管轄する経済産業省産業保安監督部等へ

PCB含有電気工作物の設置場所	届出書の宛名	届出書類の提出先
<p>【中部電力パワーグリッド(株)の一般送配電事業供給エリア】 愛知県、長野県、岐阜県（飛騨市（平成16年1月31日における旧吉城郡神岡町及び宮川村（昭和31年9月29日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。）、郡上市（平成16年2月29日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。）及び不破郡関ヶ原町（昭和29年8月31日における旧今須村の区域に限る。）を除く。）、三重県（熊野市（昭和29年11月2日における旧南牟婁郡新鹿村、荒坂村及び泊村の区域を除く。）及び南牟婁郡を除く。）、静岡県（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）</p>	<p>中部近畿産業保安監督部長</p>	<p>中部近畿産業保安監督部 電力安全課</p>
<p>【北陸電力送配電(株)の一般送配電事業供給エリア】 富山県、石川県、福井県（小浜市、三方郡、大飯郡及び三方上中郡を除く。）、岐阜県（飛騨市（平成16年1月31日における旧吉城郡神岡町及び宮川村（昭和31年9月29日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。）及び郡上市（平成16年2月29日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。））</p>	<p>同 上</p>	<p>中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署</p>
<p>【関西電力送配電(株)の一般送配電事業供給エリア】 滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（赤穂市（昭和38年9月1日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）を除く。）、福井県のうち小浜市、三方郡、大飯郡、三方上中郡、岐阜県のうち不破郡関ヶ原町（昭和29年8月31日における旧今須村の区域に限る。）、三重県のうち熊野市（昭和29年11月2日における旧南牟婁郡新鹿村、荒坂村及び泊村の区域を除く。）、南牟婁郡</p>	<p>同 上</p>	<p>中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課</p>

3 ③ 設置場所ごとの届出書類の提出先、問い合わせ先（その3）

- PCB含有電気工作物の設置場所を管轄する経済産業省産業保安監督部等へ

PCB含有電気工作物の設置場所	届出書の宛名	届出書類の提出先
<p>【中国電力ネットワーク(株)の一般送配電事業供給エリア】 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県のうち赤穂市（昭和38年9月1日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）、香川県のうち小豆郡、香川郡、愛媛県のうち今治市（平成17年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）、越智郡上島町</p>	中国四国産業保安監督部長	中国四国産業保安監督部 電力安全課
<p>【四国電力送配電(株)の一般送配電事業供給エリア】 徳島県、高知県、香川県（小豆郡及び香川郡を除く。）、愛媛県（今治市（平成17年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）及び越智郡上島町を除く。）</p>	同 上	中国四国産業保安監督部 四国支部 電力安全課
<p>【九州電力送配電(株)の一般送配電事業供給エリア】 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県</p>	九州産業保安監督部長	九州産業保安監督部 電力安全課
<p>【沖縄電力(株)の一般送配電事業供給エリア】 沖縄県</p>	那覇産業保安監督事務所長	那覇産業保安監督事務所 保安監督課

3 ④ 提出先、問い合わせ先の詳細

- PCB含有電気工作物の設置場所を管轄する経済産業省産業保安監督部等へ

エリア	届出書類の提出先	所在地	電話番号
北海道	北海道産業保安監督部 電力安全課	〒060-0808 北海道札幌市北区北八条西二丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-1725
東北	関東東北産業保安監督部 東北支部 電力安全課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町三丁目2番23号 仙台第2合同庁舎8階	022-221-4951
関東	関東東北産業保安監督部 電力安全課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館11階	048-600-0387
中部	中部近畿産業保安監督部 電力安全課	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番2号 中部経済産業局総合庁舎3階	052-951-2817
北陸	中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	〒930-0856 富山県富山市牛島町11番7号 富山地方合同庁舎3階	076-432-5580
近畿	中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前一丁目5番14号 大阪合同庁舎1号館1階	06-6966-6048
中国	中国四国産業保安監督部 電力安全課	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館4階	082-224-5742
四国	中国四国産業保安監督部 四国支部 電力安全課	〒760-8512 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎5階	087-811-8585
九州	九州産業保安監督部 電力安全課	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目11番1号 福岡合同庁舎本館8階	092-482-5519
沖縄	那覇産業保安監督事務所 保安監督課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち二丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館4階	098-866-6474

(その他法令等、資料内容に関する問い合わせ先) 経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 電力安全課 (資格・運営班)
 (電話番号)03-3501-1742 ※「PCB含有電気工作物について」とお知らせください。
 (経済産業省ウェブサイト) https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/pcb.html
 ※ 関係法令、届出書の様式、記載例がダウンロードできます。